

令和 年 月 日

(あて先)
松山市長

住所

商号又は名称

代表者氏名

誓約書

私は、松山市創業資金利子補助金の交付申請に際し、下記の事項について、誓約いたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、松山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1. 実行された融資額の使途の全額または大部分を、松山市内で営む事業に係る運転資金、もしくは設備資金としています。
2. 事業の継続をしています。
3. 飲食業を営む場合にあっては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号に規定する風俗営業には該当しません。

以上

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第2条

- 1 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 2 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 3 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの